

## 6月2日からの大雨で被害にあわれた方へ

地震、風水害、火災などにより被害を受けた方には、災害減免制度があります。以下は、制度内容の簡単な説明です。詳細は各担当まで問い合わせてください。

問い合わせ先:市民部国保年金課 TEL 0736-77-2511(代表)

### ◆ 国民健康保険税 (担当:国民健康保険班)

- ・納税義務者または被保険者の**住家**が、**全壊、半壊、床上浸水**により被害を受けた場合
- ・災害により農作物に甚大な被害を受けた場合

### ◆後期高齢者医療保険料 (担当:医療年金班)

- ・被保険者の**住家**が、**全壊、半壊、床上浸水**により被害を受けた場合

### ◆国民年金保険料 (担当:医療年金班)

- ・災害等によって被災し、住宅、家財その他財産のうち、**被害金額がおおむね2分の1以上の損害**を受けた場合、本人からの申請に基づき納付が免除されます。申請後、日本年金機構で審査します。

今回の大雨に伴い、住家が全壊、半壊、床上浸水による被害を受けた方には、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免について、申請方法等のお知らせを市から送付します。

農作物に甚大な被害を受けた方は、個別にご相談ください。